

謹啓

秋冷の候となりました。皆様御達者にて、業務にいそしみつゝあること存じます。

さて、先般、信州岡谷林組の大労働争議に關しましては、一方ならぬ御心配を掛けました
が、餘りに會社の頑迷と、岡谷地方民の無情と、官憲の壓迫によりまして、初期の目的を
達し得なかつたことは、私共の深く殘念と思ふ處であります。

御承知の如く、林組は岡谷の六大製絲會社の一つであり乍ら、從業員に對する待遇の惡
いことは同地方の隨一でありますから、恐らく日本全國を尋ねましても、多くは其類例を見
ないこ信じます。でありますから、從業員一同が、待遇改善の嘆願をしました事は當然で
あります。この點は世人の盡く認めるところです。然るに會社は、最初ニべなく之を拒
絶し遂に爭議となり、其後も依然として同じ態度を持続して來ましたが、七日に至つて、
奇怪にも會社は、聲明書を發表して、嘆願の大部分は既に承認済みとなつて居るにもか
らず、尙無意味なストライキを行つて居るかの如き言を弄して、私共を中傷いたしました。
私共は、先きにも一言せる如く、未だかつて、かような會社の言明に接した事があり
ませんので、實に驚き且つ不思議に思ひました。然し乍ら、眞に會社が、右の聲明書に在
る様な誠意があるならば、一刻も早く私共と面談して、問題の解決を行ふ様にと申込みま
した。

處が何故か、會社は之に應せざるのみか、十二日に至て突如として、從業員の食を斷ち、
工場から追ひ出したのであります。折から母の家の義侠心によりまして、一と先づ助けられ
ましたが、其後會社は、消防組（役員は皆資本家の親類）在郷軍人（役員は皆資本家の
親類）及警察（岡谷の警察は、會社の門番の様なものである）と力を併せて、色々な壓迫
を加へ、布團を借りに行つても、布團屋は町の偉い人達の壓迫を恐れて貸しません。家を
借りようとしてもそれも出來ない、甚だしきに至つては、湯屋や、便所の汲み取りまで妨
害しました。之は女工さんの大部分が、山梨縣、新潟縣、及縣下でも遠方から來て居ります
ので、岡谷には親類も縁者もない。爲めにさうで他國者をイデメル心持で、迫害を加へ
たのであります。

忘れもない九月十六日、此日には、多數の警官と消防組其他は、何の理由なくして、
爭議團に來り、主なる幹部を盡く檢束して警察に留置し、其スキに乗じて、多數可憐なる
女工さんを威嚇し、之を郷里に送り返しました。最後に踏み止まつた人達は七八名（女
工四十八名）であります。組合は事茲に至つては止むを得ず、これ等の人々に旅費と
小使ひとを差上げまして、一同故郷に歸つて貰ひました。

これ等の細かい經過は、皆様が既に、娘さんからお聞きの事と存じます。

あゝ、貧乏程ツライものは無い。農村に於いては、父母が之のために苦しみ、娘は又工
場に於いて無慈悲なる主人のために泣く。弱きを助け、強きをくちくは昔の事、今は金の
ためには、此無邪氣なる小娘をイヂメ、泣かせ、苦しませることも平氣で行はれます。私
共は泣きました。人道は全く岡谷に於てスタレたりと。
然し乍ら、私共は徒らに悲しむべきではありません。敢然として此惡魔と戰はねばなり
ません。そこで、一度と林組で働くかないと云ふ決心をして下さい。どんな
に甘い事を云つて、募集に來ても、鬼のソラ念佛であることは、今迄の會社の態度で知ら
れます。二度と林組で働くないと決心された方は、こちらへ知らせて下さい。

一、契約破棄による損害賠償の訴訟を起します。同封の委
任狀に記名捺印（二錢の收入印紙に消印を捺して送り